

紛失サポートbyモバイル管理サービス利用規約

第1条（規約の適用）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が提供する紛失サポートbyモバイル管理サービス（以下「本サービス」といいます）は、この紛失サポートbyモバイル管理サービス利用規約（以下「本規約」といいます）のほか、当社が別に定めるビジネスプラス利用規約（以下「ビジネスプラス利用規約」といい、本規約と併せ、以下「本規約等」といいます）に従って提供されます。お客様が本規約等に同意されない場合、本サービスを利用いただくことはできません。

第2条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が適当と判断する方法によりあらかじめ契約者に周知し、又は通知することにより、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスにかかる提供条件等は、変更後の規約によります。

- (1) 本規約の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に定めのない用語の意義は、ビジネスプラス利用規約に定める用語の意義に従うものとします。

用語	用語の意味
本サービス契約	本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいう。
契約者	本サービス契約を当社と締結している者をいう。
ビジネスプラス	当社がビジネスプラス利用規約に基づき「ビジネスプラス」との名称(当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします)で提供するサービスをいう。
ビジネスプラス契約	当社からビジネスプラス利用規約に基づきビジネスプラスの提供を受けるための契約をいう。
ビジネスプラス契約者	ビジネスプラス契約を当社と締結している者をいう。
本対象サービス	VERCTANT SDM +、VERCTANT SDM、SPPM2.0 ASPサービス、LanScope An、CLOMO MDM for ビジネスプラス、TRUST DELETE Biz、

	FENCE-Mobile RemoteManager、FENCE-Mobile RemoteManager Light又はMobiConnectビジネスパックをいう。
VECTANT SDM +	アルテリア・ネットワークス株式会社が「VECTANT セキュアデバイスマネージメントサービス規約（ビジネスプラス）」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「VECTANT セキュアデバイスマネージメント」をいう。
VECTANT SDM	アルテリア・ネットワークス株式会社が「VECTANT セキュアデバイスマネージメントサービス規約（ビジネスプラス）」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「VECTANT セキュアデバイスマネージメント」をいう。
SPPM 2.0 ASPサービス	株式会社AXSEEDが「SPPM2.0(Android&iOS) ASP サービス利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供するスマートフォンセキュリティ統合管理システム「SPPM2.0」を利用したASPサービスをいう。
LanScope An	エムオーテックス株式会社が「LanScope An利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「LanScope An」をいう。
CLOMO MDM for ビジネスプラス	株式会社アイキューブドシステムズが「ビジネスプラス専用CLOMO 利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「CLOMO MDM for ビジネスプラス」をいう。
TRUST DELETE Biz	ワンビ株式会社が「TRUST DELETE Biz使用許諾契約書」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「TRUST DELETE Biz」をいう。
FENCE-Mobile RemoteManager	株式会社富士通ビー・エス・シーが「FENCE-Mobile RemoteManager サービス利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「FENCE-Mobile RemoteManager」をいう。
FENCE-Mobile RemoteManager Light	株式会社富士通ビー・エス・シーが「FENCE-Mobile RemoteManager サービス利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「FENCE-Mobile RemoteManager Light」をいう。
MobiConnect ビジネスパック	インヴェンティット株式会社が「MobiConnectにかかるサービス利用規約」に基づきビジネスプラス契約者に提供する「MobiConnect ビジネスパック」をいう。
本対象サービス提供者	本対象サービスを提供するアルテリア・ネットワークス株式会社、株式会社AXSEED、エムオーテックス株式会社、株式会社アイキューブドシステムズ、ワンビ株式会社、株式会社富士通ビー・エス・シー又はインヴェンティット株式会社をいう。
本対象サービス利用	サービス提供者から本対象サービスの提供を受けるための契約

契約	をいう。
遠隔初期化	電話帳、発着信履歴、電子メールの本文や送受信履歴など、対象端末に保存されているデータを遠隔操作で削除することをいい、①VECTANT SDM +にあっては「リモートワイプ」機能を、②VECTANT SDMにあっては「リモートワイプ」機能を、③SPPM2.0 ASP サービスにあっては「緊急時データ消去」機能を、④LanScope Anにあっては「リモートワイプ」機能を、⑤CLOMO MDM for ビジネスプラスにあっては「リモートワイプ」機能を、⑥TRUST DELETE Bizにあっては「データ消去」機能を、⑦FENCE-Mobile RemoteManagerにあっては「リモートワイプ」機能を、⑧FENCE-Mobile RemoteManager Lightにあっては「リモートワイプ」機能を、⑨MobiConnect ビジネスパックにあっては「リモートワイプ」機能を、それぞれ実行することを指す。
遠隔ロック・遠隔ロック解除	遠隔操作で対象端末にロックをかけ、又は解除することをいい、①VECTANT SDM +にあっては「管理者強制ロック」機能を、②VECTANT SDMにあっては「管理者強制ロック」機能を、③SPPM2.0 ASP サービスにあっては「緊急時端末ロック」機能を、④LanScope Anにあっては「リモートロック」機能を、⑤CLOMO MDM for ビジネスプラスにあっては「リモートロック」機能を、⑥FENCE-Mobile RemoteManagerにあっては「リモートロック」機能を、⑦FENCE-Mobile RemoteManager Lightにあっては「リモートロック」機能を、⑧MobiConnect ビジネスパックにあっては「リモートロック」機能を、それぞれ実行することを指す。
対象端末	各本対象サービスにおいて、遠隔初期化又は遠隔ロック・遠隔ロック解除に対応する端末をいう。
利用者	対象端末の利用者をいう。
管理者	対象端末を管理する管理者として契約者が当社に届け出た者をいう。
申告者	利用者と管理者の総称をいう。
管理者サイト	各本対象サービスに係る遠隔初期化又は遠隔ロック・遠隔ロック解除の操作を行うために各本対象サービス提供者が契約者に提供するウェブサイトをいう。

第4条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、当社が、契約者から本対象サービスに係る必要な暗証番号、ID、パスワード等（以下「管理者用パスワード等」といいます）の提供を受け、本対象サービ

スに係る遠隔初期化及び遠隔ロック・遠隔ロック解除に係る契約者の操作（以下「本操作」といいます）を代行することを内容とし、その提供条件は、以下のとおりとします。なお、本対象サービスの利用条件は、各本対象サービス利用契約の定めるところに従うものとします。

- (1) 契約者は、本操作の当社による代行を希望する場合、別途当社が定める方法に従い、申告者をして、当社に電話連絡を行わせしめるものとします。当社は、申告者から電話連絡を受け付け、当社所定の申込書（以下「本サービス契約申込書」といいます）に基づく所定の確認を行った上で、当該申告者から指定された対象端末について、契約者に代わって管理者サイトにアクセスのうえ、本操作を行うものとします。なお、1回の電話連絡により行う本操作は1回までとします。また、当社は、本操作を行った場合、その旨を管理者に電子メールにて報告するものとします。
 - (2) 本操作の対象とすることができる対象端末の数は、ビジネスプラスのアカウント数を超えることはできません。また、当社が行う本操作は、歴月1か月当たり、契約者がご契約のビジネスプラスのアカウント数に10分の1を乗じて得た数（1未満の値が生じたときは切り上げるものとします）に相当する回数を上限とするものとし、前号に基づく1の電話受付につき1回とカウントするものとします。
2. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
 3. 契約者は、本サービスの利用に当たり、当社が本操作を行うために必要な設定等を事前に行うほか、その他必要な情報、物品等を当社に提供するものとします。
 4. 第1項第1号に従って申告者から本操作の代行依頼が当社になされた場合、契約者本人からの依頼があったものとみなします。

第5条（契約の単位）

1. 当社は、1の申込みごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の本サービス契約につき1人に限ります。
2. 本サービスの利用には、当社との間でビジネスプラス契約を締結していることが必要となるほか、本対象サービス提供者との間で本対象サービス利用契約を1以上締結していることが必要となります。

第6条（本サービス契約の申込み）

1. 本サービス契約の申込みを行おうとするビジネスプラス契約者（以下「申込者」といいます）は、本条に定めるほか、ビジネスプラス契約において定める方法に従い、これを申し込むものとします。

2. 申込者は、前項に基づき本サービス契約の申込みを行う場合、次の各号に掲げる事項を記載した本サービス契約申込書を提出するものとします。なお、本サービス契約申込書が当社に提出された時点で、申込者は本規約の内容を承諾したものとみなします。
 - (1) 本操作の代行を希望する本対象サービス
 - (2) 提供を希望する本サービスの種類（遠隔初期化又は遠隔ロック・遠隔ロック解除のどちらか一方に限ります）
 - (3) 管理者の氏名、電子メールアドレス、連絡先電話番号
 - (4) 管理者用パスワード等
 - (5) 管理者サイトのURL
 - (6) その他当社が指定する事項
3. 当社は、前項に基づき提出された本サービス契約申込書記載の内容を確認するための書類の提示又は提出を申込者に求める場合があります、この場合、申込者はこれに応じるものとします。

第7条（本サービス契約の申込みの承諾）

1. 当社は、前条に基づく本サービス契約の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知します。当該通知の時点で申込者と当社との間に本規約に基づく本サービス契約が成立するものとします。
2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、前条の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス契約申込書の記載内容に虚偽又は不備があるとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が、ビジネスプラス契約者でないとき。
 - (3) 申込者が、本操作の代行を希望する本対象サービスに係る本対象サービス利用契約を締結している事実を確認できないとき。
 - (4) 申込者が、ビジネスプラス契約に係る利用料金その他の債務（ビジネスプラス契約に基づく債務に限られず、また、当社がその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 本規約等若しくは当社との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (7) その他当社が契約者として不適切と判断したとき。
3. 本サービスは、第1項に基づき、本サービス契約が成立した時点から利用できるものとします。

第8条（変更の届出）

1. 契約者は、本サービス契約申込書において届け出た契約者の情報（以下「届出情報」といいます）に変更があった場合は、速やかに変更後の届出情報を当社に届け出るものとします。また、契約者の名称、住所その他契約者がビジネスプラス契約に基づき当社に届け出るべき事項（以下「登録情報」といいます）については、当該ビジネスプラス契約の定めるところに従い、これを当社に届け出るものとします。なお、届出情報又は登録情報に変更があったにもかかわらず、当社に変更の届出がないとき（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます）は、本規約に定める当社から契約者に対する通知については、当社が契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとします。
2. 当社は、前項に基づき届出のあった変更内容を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、この場合、契約者はこれに速やかに応じるものとします。

第9条（非保証）

1. 本サービスは、契約者が行うべき本操作を当社が代行することを内容とするものであり、当該本操作の代行実施の結果、対象端末に係る遠隔初期化又は遠隔ロック・遠隔ロック解除が完了することを保証するものではありません。また、当社は、本サービスについて、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について何ら保証するものではありません。
2. 前項に関連して契約者に損害が生じたとしても当社はその責任を負いません。

第10条（当社の責任）

当社が本サービス契約に基づき契約者に対して損害賠償責任を負う場合は、ビジネスプラス契約の定めに従い、これを賠償するものとします。

第11条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運用を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (7) 本サービス契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する行為
- (8) その他当社が不適切な行為として別途指定する行為

第12条（提供中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの全部又は一部が提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに係る機器、設備、システム等（以下総称して「機器等」といいます）の保守又は工事の必要があるとき。
 - (3) 本サービスに係る機器等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) 当社の電気通信サービスの停止等により本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき。
 - (6) 本対象サービスの提供が停止、中断、中止されたとき。
 - (7) 当社が、運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断することが適当と判断したとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で契約者に周知し、又は通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、その責任を負いません。

第13条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第7条第2項第1号から第6号までに掲げるいずれかの事由に該当するとき。
 - (2) 第11条の定め違反したとき。
 - (3) その他本規約等に違反したとき。

2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて前項各号に掲げる事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が契約者に対して損害の賠償を請求すること、及び第14条に基づき本サービス契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、その責任を負いません。

第14条（当社による本サービス契約の解除）

1. 当社は、本サービス契約者が本規約に違反したと認めるときは、当社が相当と判断する期間を定めて当該違反を是正するよう催告を行うものとし、当該期間内に違反の是正がなされなかった場合には、本サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本サービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約の定めにより違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
 - (2) 本規約の定めにより違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後契約者において違反を是正してもなお本サービスを利用させることが不相当であるとき。
 - (3) 第11条又は第21条に違反したとき。
 - (4) 第13条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (5) 本サービス契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 支払の停止があったとき、支払不能に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
 - (7) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (8) その他本サービス契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第15条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、ビジネスプラス契約に定めるところに従い、本サービスをビジネスプラスにおける本ライセンスの対象から除外する方法によりこれを行うものとします。

第16条（ビジネスプラス契約の終了に伴う本サービス契約の終了）

ビジネスプラス契約が終了した場合（本サービスがビジネスプラス契約の本ライセンスの対象から除外された場合を含みます）、当該時点をもって本サービス契約も自動的に終了するものとします。

第17条（廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、90日以上予告期間を置いて、当社が適当と判断する方法によりその旨を契約者に周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合、当該時点をもって本サービス契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより契約者に損害が生じたとしても、その責任を負いません。

第18条（契約者への通知）

当社は、本規約に基づき契約者に対して通知を行う場合、次の各号のいずれかの方法によりこれを行うものとします。

(1) WEBサイトによる通知

当社が指定するWEBサイトにおいて契約者に通知すべき事項を掲載します。契約者に通知すべき事項が当該WEBサイト上に掲載され、閲覧可能となった時点で、契約者への通知が完了したものとします。

(2) 電子メールによる通知

契約者が当社に届け出た電子メールアドレス宛に通知すべき事項を記した電子メールを送信します。契約者に通知すべき事項を記した電子メールを、契約者が届け出た電子メールアドレスを保有する電子メールサーバー向けに送信した時点で通知が完了したものとします。

(3) 郵送による通知

契約者が当社に届け出た住所に通知すべき事項を記した文書を送付します。なお、当社が文書を発送した時点で通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適当と認める方法による通知

第19条（秘密保持）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本サービス契約に関連して当社から口頭又は書面その他手段を問わず開示され、又は知得したアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの当社の技術上、営業上又は業務上の一切の情

報を本サービスの利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏えいしてはならないものとします。

第20条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスを提供するにあたり、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に従い個人情報を取り扱うものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第22条（残存効）

本サービス契約が終了した後も、第9条、第10条、第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項、第19条、第20条、第23条及び第24条の定めは、なお有効に存続するものとします。

第23条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第24条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービスに関連して訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（実施期日）

1 本規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます）が次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、本規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます）の規定によるものとします。

旧利用規約（NTTドコモ）	新利用規約（当社）
紛失サポート by モバイル管理サービス利用規約	紛失サポート by モバイル管理サービス利用規約

3 本規約実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。